

令和5年度 潮風苑事業計画

1. 事業の目的

- (1) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービスの提供
要介護状態にある入所者（施設入所者）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 介護保険法に基づく指定短期入所生活介護の提供
要介護状態にある利用者（居宅要介護者）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 介護保険法に基づく指定介護予防短期入所生活介護の提供
要支援状態にある利用者（居宅要支援者）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

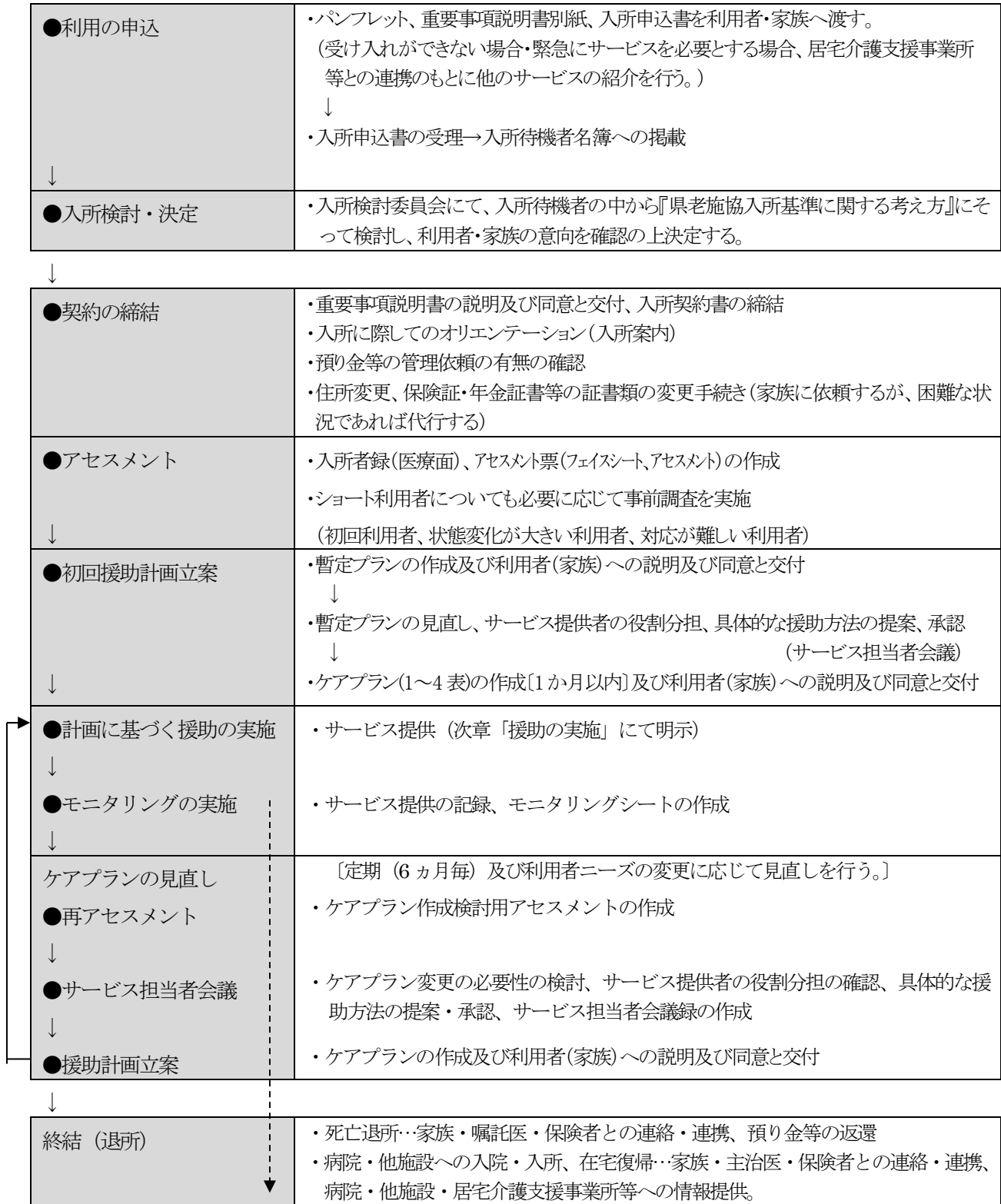
2. 運営の方針

- (1) 介護保険法の主旨に沿って、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活へ復帰することを念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- (2) 介護保険法の主旨に沿って、利用者が要支援状態又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援・援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- (4) 小規模介護老人福祉施設の特性を生かし、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭の結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図る。
- (6) 緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

3. 今年度の重点目標

- ・エビデンス（根拠）の積み重ねにより、客観的で効果の高いケアの方法を検討し、職員間の共通理解を図っていく。
- ・感染対策についての情報収集・分析・判断により、必要かつ確実な対策を取ることにより、感染の蔓延防止を図りながら家族との面会や利用者が楽しく活動できる機会を増やす。

4. 利用者援助の展開過程



5. 援助の実施

以下の援助計画を基に、個々の利用者への具体的な援助はケアプランで定めた計画書にそって実施していく。

(1) 食事・水分摂取に関するケア

意義・目的・原則 時間・場所・環境・援助の形態	〈意義・目的〉 生命の保持および健康の基礎となる。また、日常生活の中での楽しみでもあり、いきいきとした生活の原動力となるものである。 〈原則〉 ① 残存機能を活かし、自分で食べられるようにする。 ④ 健康状態に合った食生活をする。 ※ 食量や体重等に注意し、体力の増進・健康の維持に努めていく。 ② 規則正しい生活リズムの中で一日3回の食事をする。 ⑤ 楽しい雰囲気の中で食事をする。 ※ 口腔リハビリを積極的に行い、嚥下・咀嚼機能の維持・改善を図る。 ③ 栄養のバランスがとれた食事をする。 ⑥ 水分はしっかりとる。					
	● 食事時間及び介助の体制について <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">朝食</td> <td style="text-align: center;">昼食</td> <td style="text-align: center;">夕食</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7:30~</td> <td style="text-align: center;">11:30~</td> <td style="text-align: center;">17:30~</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食事介助は1対1での介助を基本とする。 ・自立者に対しては自由な時間を、全介助者に対しては十分な食事介助時間と要員の確保を行う。 ・全利用者に目が行き届くよう、テーブルの配置、利用者の席、職員の位置などを決める。 ● 食事場所及び環境設備 <ul style="list-style-type: none"> ・寝食分離を図り生活に変化をつけるため食堂での食事を基本とするが、利用者の要望や心身の状況によっては居室やベッド上を使用する。 ・音楽、装飾品等で雰囲気づくりをする。 ・座る場所が一定していると、安心して食事ができる。 ・個々に適したテーブル、椅子を準備する。 ● おやつについて <ul style="list-style-type: none"> ・毎月テーマを決めて、その季節に合わせた菓子・飲み物を提供していく。 ● 調理 <ul style="list-style-type: none"> ・障害に合わせた調理の工夫をする。 ・適温、適時等の心配りをする。 ・匂いのもを使って季節感を出す。 ・彩り、盛り付けを工夫する。 ・嗜好を大切にす。 ・利用者個々に適した栄養管理を行う。 	朝食	昼食	夕食	7:30~	11:30~
朝食	昼食	夕食				
7:30~	11:30~	17:30~				

※援助方法・手順については『潮風苑 食事・水分摂取に関するケアマニュアル』による。

(2) 排泄に関するケア

意義・目的・原則	時間・場所・環境	検討すべき利用者のADL及び援助の形態
〈意義〉 誰でも排泄は最後まで自立したいと思っている。 介護職員は「できる限り自らの力で用を済ませたい」という利用者の気持ちを大切にしなければならない。利用者個々の身体機能を十分に考慮しながら、自力で排泄動作を行ってもらふ事を念頭におく。 〈目的〉 排泄機能の低下、運動障害があっても、できるだけ排泄機器等を利用し、自立した排泄行動が取れるようにする。 〈原則〉 ① 歩行が可能な場合はトイレを使用する。 ② 座位が可能な場合は、ポータブルトイレを使用する。 ③ 座位が困難な場合は、便器や尿器を段階的に考える。 ④ オムツは最終手段とし、どうしても必要な場合は、個人の尿量や生活のスタイルに合わせたものを使用する。 ⑤ 適切な声かけを十分に行い、プライバシーには十分配慮する。 ⑥ 感染予防の為、介助前に手袋を着用する。 ⑦ 皮膚トラブルを防ぐ為、過度にパットを当てないよう心がける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時交換 ・ 随時交換 吸水性・通気性に優れた尿取りパットを使用する。 利用者の身体機能を考慮し、自立に向けて個々に合った排泄支援をする。	検討すべき利用者のADL <ul style="list-style-type: none"> ・ 尿意・便意(有・時々・無) ・ 移動・移乗(自立・見守り・一部介助・全介助) ・ 座位(可・介助・不可) ・ ズボン・パンツの着脱(自立・見守り・一部介助・全介助) ・ 排泄後・排便後の後始末(自立・間接的援助・直接的援助・全介助) <div style="margin-top: 10px;"> <pre> graph TD A[尿意・便意がある] --> B[トイレまで移動できる] A --> C[トイレまで移動できない] B --> D[トイレ] C --> E[夜間や早朝、間に合わない場合] E --> D C --> F[座位がとれる] C --> G[座位がとれない] F --> H[ポータブルトイレ・トイレ] G --> I[尿器・便器] J[尿意・便意がない] --> K[紙パンツ・オムツ] J --> L[装着尿器] </pre> </div>

※援助方法・手順は『潮風苑 排泄に関するケアマニュアル』による。

(3) 入浴、清拭等に関するケア

意義・目的・原則	時間・場所・環境	利用者のADL及び援助の形態																																																												
<p>●身体的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔保持 ・身体状態の確認(褥瘡・感染予防) ・異常の早期発見 ・リハビリ(拘縮予防) <p>●心理的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神安定 ・良眠促進 ・コミュニケーション <p>●社会・文化的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的雰囲気 ・社会参加促進の機会 <p>●介護面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション ・ゆったり入浴できるような対応 ・要望があれば同性介護を検討する ・要望があれば入浴日以外でも入浴可 	<p>●入浴回数…週2回</p> <p>●入浴日・時間</p> <table border="1"> <tr> <th>曜日</th> <th>時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td>一般浴(女性)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火</td> <td></td> <td>一般浴(女性)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td></td> <td>一般浴(男性)</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td></td> <td>一般浴(女性)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金</td> <td></td> <td>一般浴(女性)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土</td> <td></td> <td>一般浴(男性)</td> <td></td> </tr> </table> <p>●入浴環境</p> <p>『浴室・脱衣室』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室・脱衣室の室温…24℃±2℃ ・湯温…40℃±2℃ <p>『居室・静養室等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清拭時の室温…23℃～24℃(室温より2℃程度高くする) <p>●入浴設備(利用者負担軽減・安全確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般浴槽、特浴浴槽(チェアインバス)、個人浴槽の設置、手動リフトの設置 ・安全なスペース・明るさの確保 ・手すり等の設置 	曜日	時間	午前	午後	月		一般浴(女性)		火		一般浴(女性)		水			一般浴(男性)	木		一般浴(女性)		金		一般浴(女性)		土		一般浴(男性)		<p>●入浴実施の可否(心身状態) パイタルサイン・表情等の確認…基本的には体温・血圧・脈拍の測定(個人差があるため日常的な観察を要する)</p> <p>●利用者のADLに応じた入浴形態 【利用者がゆったり入浴できるように対応する。】</p> <table border="1"> <tr> <td>通常の歩行</td> <td>可</td> <td>つかまれば可</td> <td>不可(車椅子)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>見守り、手すり使用、介助歩行</td> <td>シャワーチェアー使用</td> <td>特浴用リクライニング車椅子</td> </tr> <tr> <td>通常の移乗</td> <td>自立</td> <td>見守り</td> <td>一部介助</td> </tr> <tr> <td>通常の立ち上がり</td> <td>可</td> <td>つかまれば可</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>通常の立位保持</td> <td></td> <td>可</td> <td>支えがあれば可</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>立ったまま手すりをつかんで移乗</td> <td>一旦腰掛けてから手すりをつかんで移乗(浴槽の縁、移乗台、バスボード等を使用)</td> <td>手動リフト</td> </tr> <tr> <td>通常の座位保持</td> <td></td> <td>可</td> <td>つかまれば可</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>一般浴槽、個人浴槽</td> <td>一般浴槽手動リフト</td> <td>特浴(チェアインバス)</td> </tr> </table> <p>●清拭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身清拭・部分清拭…体調不良・皮膚汚染時等に行う。 ・手指浴・足浴・洗髪…部分的な清潔保持、血行・入眠促進のために行う。 ・陰部洗浄…陰部の清潔保持・消臭・感染予防のために行う。 	通常の歩行	可	つかまれば可	不可(車椅子)	↓	見守り、手すり使用、介助歩行	シャワーチェアー使用	特浴用リクライニング車椅子	通常の移乗	自立	見守り	一部介助	通常の立ち上がり	可	つかまれば可	不可	通常の立位保持		可	支えがあれば可	↓	立ったまま手すりをつかんで移乗	一旦腰掛けてから手すりをつかんで移乗(浴槽の縁、移乗台、バスボード等を使用)	手動リフト	通常の座位保持		可	つかまれば可	↓	一般浴槽、個人浴槽	一般浴槽手動リフト	特浴(チェアインバス)
曜日	時間	午前	午後																																																											
月		一般浴(女性)																																																												
火		一般浴(女性)																																																												
水			一般浴(男性)																																																											
木		一般浴(女性)																																																												
金		一般浴(女性)																																																												
土		一般浴(男性)																																																												
通常の歩行	可	つかまれば可	不可(車椅子)																																																											
↓	見守り、手すり使用、介助歩行	シャワーチェアー使用	特浴用リクライニング車椅子																																																											
通常の移乗	自立	見守り	一部介助																																																											
通常の立ち上がり	可	つかまれば可	不可																																																											
通常の立位保持		可	支えがあれば可																																																											
↓	立ったまま手すりをつかんで移乗	一旦腰掛けてから手すりをつかんで移乗(浴槽の縁、移乗台、バスボード等を使用)	手動リフト																																																											
通常の座位保持		可	つかまれば可																																																											
↓	一般浴槽、個人浴槽	一般浴槽手動リフト	特浴(チェアインバス)																																																											

※ 援助方法・手順は『潮風苑 入浴・清拭等に関するケアマニュアル』による。

(4) 洗面、口腔清潔、整容、更衣に関するケア

利用者の生活行為をより社会的な活動に拡大するための準備的行為であることに着目して自立のための援助を積極的に行う。

● 洗面、口腔清潔、整容

項目	整 容					
	整 髪	理 髪	耳 掃 除	顔(髭、産毛)剃り、爪切り	眼 脂 除 去	手 洗 い
時 間	朝食前、離床時	第2月曜午後・第4水曜午前・スマイル号午後	入浴後、日中の活動時	入浴後、午後喫茶時	朝食前	毎食前後
場 所	ホール、洗面所	ハッピー号内・スマイル号内	脱衣場、ホール	ホール、居室	ホール	洗面所、ホール
必 要 物 品	ブラシ、櫛、寝ぐせ直し(白湯+水)		耳かき、綿棒、ティッシュ	電気剃刀機、産毛剃り機、フォーム、爪切り	蒸しタオル、精製水	消毒スプレー
準 備 留 意 点	自分で出来る方は個人持ちのブラシ等を用いて、居室や洗面所で行う。出来ない方は、顔清拭時や乱れた時に行う。	移動理美容車ハッピー号による前もって人数を連絡。当日は利用担当職員が老健又はハッピー号まで誘導する。利用ノートに希望の髪型やパーマ・カラーなどを記入しておく。	入浴後は耳に水が入っている場合もあるので、タオルで取り除く。耳かきは入浴後にすると内耳が傷つきやすいので日中の活動時にホールにて耳穴の見える部分だけをかき出す程度に行う。	剃り残しや、活動できなかった場合には入浴時に行う。足の爪切りについて、不十分になりがちなので、特に気をつけてチェックする。男性の髭剃り…朝洗面時又は喫茶時に行う。	朝食前の顔清拭時に蒸しタオルを用いて行うが、取り除けない場合には精製水を含ませた脱脂綿にて除去する。又、眼脂が出やすく、溜まりやすい方は随時除去する。	食前に手洗い、消毒スプレー。食後の口腔清潔時に、手洗い又は清拭を行う。おしぼりも併用する(全員)

いずれかは入浴後に行うのが好ましいが、慌ただしい中では不十分になり、入浴の流れが悪くなることもあるのでなるべく入浴時を避けた時間帯に行う。

項目	洗面		口腔清潔							
			歯磨き			うがい			口腔清拭	義歯の管理
対象者	顔に手が届かない方 自力でできない方 居室静養者	洗面所で出来る方 洗面器で出来る方	磨き残しのある方 自歯が磨けない方 義歯を磨けない方	片麻痺の方	自分で磨ける方	洗面台に届かず 衣類が汚れてしま う方	洗面台でうがいをされず、 自分でコップ、ガーグルベ ースでのうがいができる方	うがいが出来ず、うがい の水を飲まれる方	水分にむせやすい方 うがいのできない方 うがいが不十分で残渣の多い方	義歯使用者
時間	毎朝連出し時		毎食後			毎食後			毎食後	夕食後
場所	介護室横カウンター付近	洗面所	洗面所(ホール、トイレ)、居室			食堂洗面所	食堂テーブル			
必要物品	顔拭きタオル	洗面器、 個人タオル	歯ブラシ			個々のコップ、 ガーグルベース	個々のコップ、 ガーグルベース		ガーゼ、クルリーナブラシ、 舌ブラシ、モアブラシ	保管用タッパー
準備留意点	蒸しタオルで顔を拭く。 居室静養者については、朝食 時又はその前後に顔を清拭。 ・PMの活動時等に利用者に 協力してもらい朝の顔拭きタ オルを作る。 ・夜間保温庫のスイッチを入 れる。	洗面所に誘導す る。 部分的に介助す る。	介助する。	・自歯は磨いてもら うよう声かけする ・義歯は介助して洗 う	声かけ し、後で確 認する。	一部介助する		食後、番茶を飲んでもら うことであがいに代える。 (口腔内に残渣がないこ とを確認する)	痰がからみやすい方… ・毎食前、口腔内に痰がないか確認 し、必要なら口腔清拭を行う。 ・喫茶でのおやつ、水分介助後、口 腔内の残渣を確認し、必要に応じ 口腔清拭を行う。 ・舌のチェック(歯磨き時に舌ブラシ で舌こけの除去を行う)	・夕食後、義歯を預かり、かごに集め保管す る。 ・日曜夕食後、義歯用洗浄剤につけておく。夜 勤者が、朝食までに洗浄液より揚げ、よくすす いでおく。 ・毎日、朝食前に保管用タッパーをピュリファン 消毒する。未使用の義歯については乾燥予防 の為水につけておく。1回/月水の交換。

● 更衣

- ・ 着脱介助…生活リハビリの一環として、残存機能を生かして、できることは自分で行ってもらう。

基本的な介助方法	入浴時の着脱について	排泄時の着脱について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻痺・拘縮のある人について、着衣は患側から健側へ、脱衣は健側から患側の順で介助する。 ・ 健側を使ってできること(例えば、健側の袖を通す、健側の手で患側の袖の引っ張って脱ぐなど)は、自分で行ってもらうよう声かけ・見守りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣…普段どおり、できる所は自分で行ってもらう。 ・ 着衣…基本的には普段どおり、できる所は自分で行ってもらう。 ただし、着衣に時間がかかり、気分が悪くなる恐れのある方については全介助し、早めに脱衣場から出てもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した立位が可能な人は本人に任せる。 ・ 立位は可能だが多少不安定で支えが必要な人は、両手で手すりや介助バーをしっかりと握ってもらい素早く介助する。 ・ 立位が不安定な人は、二人介助にて行う。

・衣類選択

利用者の習慣や好み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の入所前の習慣や好みに合わせ、男性ならズボン・半ズボン、女性ならズボン・スカート・ワンピースなどを着てもらう。 	
その場時に ふさわしい服装	季節感のある服装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏…半袖Tシャツや薄手のブラウス・シャツ(長袖・五分丈袖・七分袖)、薄手のズボンなど。 ・ 冬…トレーナー、厚手のズボン、袖なしやうわっぱりなどを羽織ってもらう。
	行事の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時々に合わせて、春先など肌寒い時の外出は、上着を多めに着てもらい、ジャンパーなどを羽織ってもらう。 ・ 敬老会など式典のある時は、本人の希望を聞きながら、男性ならVシャツとスラックス(背広)、女性ならブラウスやきれいめな服などを着てもらう。
	夕食後のパジャマ・寝間着への交換について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時に交換の習慣があった人は入所後も継続してもらうよう声かけする。 ・ その他の人で交換が可能な人は声かけしながら、交換に努め、習慣づける。(パジャマ更衣は上下両方でなくても、どちらか片方だけでも交換可能の時は一方だけでも交換に努める。)
	臥床時について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上着(袖なしやカーディガンなど)を脱いで寝るよう、声かけ・介助を行う。 ・ 靴下は脱いでもらうよう声かけ・介助を行う。(特に夜間は徹底する。)
障害に 応じた衣類	拘縮・麻痺(骨折)のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着脱しやすいよう、少し大きめのものを選ぶ。上着は前開きのものが良い。拘縮や麻痺の程度に応じ、本人の負担や痛みなど、苦痛を与えないように工夫する。
	皮膚疾患や体にかゆみのある人・発汗の多い人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接、肌に当たるシャツは綿 100%を使用し、レースなど飾りのないものを着てもらう。上着・ズボンもナイロン素材や裏起毛などは避ける。ゴムなどの締め付けが少なく、ゆったりしたものを選ぶ。吸水性・通気性が良いものを選ぶ。(皮膚疾患・かゆみ・発汗の多い人は特に綿素材の衣類を選ぶが、そうでない人もできるだけ綿素材の衣類を選ぶことが望ましい。)
	尿道カテーテル使用の人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管が折れたりつぶれたりしないように、足首にゴムの入っていないものや絞ってないものを選ぶ。
	立位可能でトイレやポータブルトイレで排泄できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・ ズボンのすそを踏んで滑る心配が少ないようにズボンが足首より下に落ちることがないものを選ぶ。
	長期にわたる体調不良や終末期の人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員と相談し、浴衣に更衣。パジャマ等安楽な服を着てもらう。
皮膚が弱く表皮はく離しやすい人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腕カバー、レッグカバー等をつけ、露出部分を少なくする。 	

・衣類管理

購入・処分について	管理について
<p>家族(身元引受人)の意向を聞き、それに従う。 (『入所者の衣類整理・購入についての家族の意向』表による)</p> <p>① 購入…その都度、必要な物を家族に連絡し準備してもらう。 本人のお金(預かり金)から苑で購入する。 その都度、家族に連絡し相談してから決める。 など。</p> <p>② 処分…その都度、家族に持ち帰ってもらう。 苑で処分する。 など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には居室に備え付けてある床頭台や五段ボックスなどに入れて管理する。 ・ 床頭台の扉や引き出しには名札をつけて分類し、整理しやすくする。 ・ 本人が出し入れできる人については、パンツ・タオルなど出し入れの回数が多いものを本人の出し入れしやすい所に入れるようにする。 ・ 季節ごとの衣替えは各担当で行う。 ・ 購入時や家族持参時には、各担当で記名の確認をきちんと行う。 <p>① 衣類が多い人について…各担当で整理し、必要のないものは衣装ケースや箱にまとめる。居室や床頭台の上に置くと危険なので、苑の倉庫で保管する。可能な人については、家族に連絡し、季節ごとに持ち帰ってもらう。</p> <p>② 必要以上に着用される人について…居室や身の回りに衣類を置かず、介護室横倉庫で保管し、職員で管理する。衣類のほとんどを床頭台から床やベッドに出される人についても同様の対応をする。</p> <p>③ ショートステイ利用者について…基本的には長期入所者と同じ対応をする。</p>

(5) 基本的動作介助、リハビリテーション等に関するケア

日常生活全般にわたって生活リハビリの考えに基づいたケアを行い、利用者の現能力の維持・向上に努める一方、事故防止に万全の配慮を行う。(事故防止マニュアルを厳守する)	
体位変換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で寝返りができない人、褥創のできる恐れのある人に対して実施。 ・ 麻痺の有無別(麻痺なし、右麻痺、左麻痺)に応じて原則としては2時間おきに右側臥位、左側臥位、仰臥位を選択・組み合わせした体位交換表をもとに体位交換を行う。 ・ 食後は右側臥位にし、少しギャッジアップする。逆流性嘔吐などの可能性がある場合には30°位のギャッジアップを行う。 ・ 褥創の程度によってはエアークッション、オムニマット等の徐圧器具を併用していく。
起居動作・移乗動作・移動動作	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活リハビリの一環として運動能力や残存機能を生かした、状態に応じた介助を行う。 ・ 転倒や怪我等に注意し、不安を感じさせず、正しい姿勢で安全に安定した介助を心がける。全介助者の移乗など危険性の高い方に関しては二人介助で行う。(個々人のケアプランにて決定)
リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員の指導のもとに、利用者個々の状況に応じた訓練を行う。 ・ 生活リハビリという観点にたち、個々の利用者のケアプランの各ケアの中で残存能力の維持向上に向けた課題を明らかにし、課題にそった援助を行う。 ・ 利用者の状況により、必要に応じて生活リハビリとは別に、訓練の時間を設けていく

(6) 医療、健康に関するケア

医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置を講じていく。	
● 健康チェック	入所時に身長、体重、バイタルのチェックを実施。以降は毎日観察を行う。定期的なバイタルチェックに加え状態・状況によっては一日複数回バイタルチェックをし、医師に報告、指示を仰ぐ。
● 嘱託医による定期回診	潮風苑嘱託医…久村診療所 新田佳示 毎週1回(火曜日)嘱託医来苑。診察を受ける。但し、状態変化、緊急時はその都度連絡を取り、指示・来苑を依頼する。
● 健康診断の実施	入所者(年1回) 職員(夜勤のある職員は年2回、その他の職員は年1回)
● 感染予防	毎日手洗い、食事前手指消毒を行う。暖房使用の際、居室に加湿器設置。最低一日一回、各居室の換気を行う。
● 精神保健	精神状態に異常あれば状況を把握し、医師に報告、診察を受け安定剤使用、指示があれば精神科受診。
● 緊急時の対応	日中看護職員がいる場合はバイタルチェック、症状等を医師に連絡する。休日・夜間は医師の自宅あるいは携帯電話に電話し、状態によっては協力病院に移送する。
● 協力医療機関等	島根県立中央病院、島根県立こころの医療センター、おおの歯科医院
● 看取りについて	『介護老人福祉施設に於ける看取りに関する指針』に基づき、入所時に入所者及び家族からの同意を得る。嘱託医の診断のもと、入所者が回復不能な状態となられ、苑での看取りを希望された場合は、看取り介護計画書を作成し計画にそった看取りを行う。
● 介護職員による医的行為の実施について	医的行為(口腔内・鼻腔内の痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養に限る)に関して利用者及び家族からの同意を得た上で介護職員による医的行為を実施する。必要な利用者に対して厚生労働省で定められた研修を受けた介護職員が嘱託医の指示のもとで看護職員と協働して必要な医的行為を実施する。

※新型コロナウイルス感染症の対応は『新型コロナウイルス感染症の基本対応 社会福祉法人多伎の郷(高齢者施設・事業所)』に基づいて行う。

(7) 心理、社会面等に関するケア

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

利用者に対する社会生活上の便宜の供与（教養娯楽設備等の活用、レクリエーション行事の実施）、日常生活上の世話（行政機関等に対する手続きの代行）を実施していく。

※行事・活動の実施、ボランティアの受入れ等は新型コロナウイルス感染症の状況に応じて検討していく。

● 相談援助・書類作成

- ・行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族において行うことが困難な場合、同意を得て代行する。
- ・個別相談、グループ活動時のお茶会を通して利用者又はその家族との相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。

● 苦情解決

- ・『社会福祉法人多伎の郷苦情解決実施要領』に基づき、利用者からの苦情に対し適切な解決に努める。
- ・出雲市介護相談員との意見交換の場を設け、利用者の疑問や不安の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図っていく。

● 行動障害への対応

- ・当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。（特別養護老人ホーム潮風苑『身体拘束適正化のための指針』に基づいて行う）
- ・行動障害は利用者のサインであり、その行動自体をなくすことより、背景にある要因を見出し、解決していくことを重視していく。
- ・常に嘱託医や利用者の家族との相談の上で、適切な対応を行っていく。

● 余暇活動（新型コロナウイルス感染症の状況に応じて実施の検討を行っていく。）

①平常の活動 レクリエーション、お茶会等の余暇活動の実施が、利用者の生活リハビリや精神状態の安定につながるよう工夫していく。3つの小グループによるグループ別活動を基本とする。

④誕生会

・入所者の誕生日に実施。（内容は該当入所者とその担当職員の相談により計画する。）

⑤年間行事

実施にあたっては利用者の主体性を尊重し、生活意欲の向上につながるよう計画、運営していく。

②クラブ活動

・月1回（火曜又は金曜日、午前）、毎回自由参加。

ク ラ ブ 名	講 師 ・ 担 当
習 字	岡田耕一先生

月	行事	月	行事	月	行事
4月	花見	8月	物故者供養	12月	クリスマス忘年会、ゆず湯
5月	遠足	9月	敬老会	1月	新年会
6月	菖蒲湯、運動会	10月	秋祭り見学、芋煮会	2月	節分豆まき
7月	七夕会	11月	文化祭参加	3月	ひな祭り会

③喫茶

・隔月1回（偶数月第3月曜日）ボランティア喫茶室にて実施。看板、飾りつけ等を工夫し、喫茶店の雰囲気味わってもらおう。お菓子、飲み物の種類を複数用意し、自由に選んでゆっくと喫茶を楽しんでもらう。

● 環境整備

- ① ベッドとその周辺の整理 ・身辺整理が自立している人…自主的な整理整頓の援助／介助を必要とする人…本人の意思を尊重しながら環境整備の援助
- ② 床頭台、車椅子等の配置…少しでも生活空間を広げると共に、利用者が自力で扱いやすい配置に配慮していく。
- ③ 衣 類 の 整 理…季節ごとに衣類の交換及び整理は家族に行ってもらおう。通常の衣類整理は苑と家族で連携をとって行っていく。
- ④ シ ー ツ 交 換…週1回定期的に交換していく。

● 金銭管理・預り金等管理依頼をされる入所者に対して『特別養護老人ホーム潮風苑入所者預り金等管理規程』に沿って金銭等の管理を行う。

● 買 い 物…入所者の個別の希望により、嗜好品等の買い物を行う。（預り金管理を行っている入所者の場合、依頼があれば苑で買い物代行を行う。預り金管理をしていない入所者については家族対応）

6. 情報公表、自己評価

介護サービス事業の公表制度の受け入れ、介護老人福祉施設自己評価基準による自己評価を実施していく。あわせて課題解決に取り組み、サービスの質の向上を図っていく。

7. 委員会の組織について

(1) 委員会の役割

- ・ 専門分野についての研究、事業改善に向けての提案、事業計画原案の検討、事業報告の作成、マニュアル作成

(2) 委員会組織

基準に実施が定められている委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策委員会（年4回） ・ 虐待防止検討委員会（年1回） ・ 身体的拘束等適正化委員会（年4回） 	※職員会議時に合わせて開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネジメント委員会（事故発生の防止のための委員会） 	※サービス担当者会議時に合わせて開催
介護別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事委員会（食事、水分摂取等に関するケア） ・ 排せつ委員会（排せつに関するケア） ・ 入浴委員会（入浴、清拭等に関するケア） ・ 整容・更衣委員会（洗面、口腔清拭、整容、更衣に関するケア） ・ リハビリ委員会（基本的動作介助、リハビリテーションに関するケア） 	
その他の委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等廃止委員会 ・ 褥瘡対策委員会 	※サービス担当者会議時に合わせて開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善委員会 ・ 行事委員会 ・ 研修委員会 	

8. 家族との連携

家族から離れての生活で、孤独と不安になりがちな利用者の精神的安定を図るため、家族と積極的な関わりを持ち、相互理解を深め、協力を得られるよう努める。

- (1) ケアプラン作成時の協力依頼、同意
- (2) 面会、外出、外泊の依頼
- (3) 機関紙の送付
- (4) 行事参加の呼びかけ
- (5) ボランティア（窓洗等）の協力依頼
- (6) 近況報告（年2回実施、各入所者ケアプラン作成送付時）
- (7) 四季の衣類交換、衣類整理（家族の協力を得る）
- (8) 入所者預り金報告（預り金等管理料を徴収している入所者及びその家族への預り金報告）
（年4回実施、7月・10月・1月、4月）

※(2)(4)(5)(7)については新型コロナウイルス感染症の状況に応じて可能な対応を行っていく。

9. 地域社会との連携

利用者が豊かで、生きがいのある生活をしていくためには、地域社会の施設に対する正しい理解や協力が必要である。施設の専門機能や設備を地域に解放すると共に、ボランティア、関係諸団体の協力を求め、地域社会との交流・連携を深める。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて可能な連携を図っていく。

- (1) 市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他福祉団体等との連携
- (2) こども園、小中学校等教育機関との連携
- (3) 地域行事への参加、苑行事への招待
- (4) ボランティアの積極的な受け入れ
- (5) 実習の受け入れ
- (6) 広報活動（機関紙の発行）
- (7) 出雲市介護相談員派遣事業の受け入れ〔年3回（7月、11月、3月）〕
- (8) 苦情の受付（苦情相談窓口の設置）
- (9) 施設設備の地域開放

10. 研修

- (1) 施設内研修（外部研修の復命研修を含む）

新規採用時、職員会議・介護部会時、法人全体研修・訓練時等に実施するよう調整していく。

- ①『基準上義務的に施設内で必要な研修・訓練』の実施。努力義務となっている研修・訓練については令和6年度からは全て実施できるよう体制整備を進めていく。

研修・訓練	研修内容	実施回数	新規採用時
身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修	身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うもの	年2回以上	○
高齢者虐待防止の研修(※)	虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの	年2回以上	○
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの	年2回以上	○
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する訓練(※)	平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練(シミュレーション)	年2回以上	
感染症及び災害に係る業務継続計画のための研修(※)	感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかわる理解の励行を行うもの	年2回以上	○
感染症及び災害に係る業務継続計画のための訓練(※)	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等	年2回以上	
非常災害対策に関する訓練	避難、救出その他必要な訓練	定期的	
事故発生の防止のための研修	事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うもの	年2回以上	○
褥瘡対策に関する継続的教育	介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定したもの	記載なし	
口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導(※)	当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導	年2回以上	

(※)【R5年度までは努力義務】

- ②加算算定や特定行為事業者の要件となっている研修・会議の実施

看取り研修【看取り介護加算算定】
認知症ケアに関する留意事項の全宅又は技術的指導に係る会議【認知症専門ケア加算】
喀痰吸引研修【登録喀痰吸引等事業者の登録】(年1回以上)

③ 「介護サービス情報公表制度」でチェック項目となっている研修への取り組み

認知症及び認知症ケアに関する研修 プライバシーの保護の取り組みに関する研修 身体的拘束等の排除にかかる研修 従業者に対する医療に関する教育、研修 ターミナルケア(終末医療)に関する従業者研修 精神的ケアに関する従業者研修 倫理及び法令遵守にかかる研修	事故の発生予防等に関する研修 非常災害時の対応に関する研修 非常災害時の避難、救出等に関する訓練 感染症及び食中毒の発生の予防等に関する研修 全ての「新任」の従業者を対象とする研修 全ての「現任」の従業者を対象とする研修
---	---

(2) 施設外研修

施設外研修への参加は新型コロナウイルス感染症の状況に応じて検討していく。感染蔓延状況でズームでの研修案内があった場合はズーム研修に参加する。

- ① 行政や福祉・医療関係の職能団体等から案内がある研修会への参加
- ② 認知症介護基礎研修の受講 [医療・福祉関係の資格を有さない職員対象(令和5年度までは努力義務)]

11. 非常災害対策

消防避難訓練 (避難訓練・通報訓練・消火訓練) 2回/年

12. 諸会議

会議名		開催	参加職員	会議の内容	
職員会議		月1回	全職種	<ul style="list-style-type: none"> ・苑全体の連絡調整、業務方針等についての協議 ・次月の予定確認 	
身体的拘束等適正化委員会		年4回	職員会議と同じ 〔開催月5・8・11・2月〕	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策の検討 	
虐待防止検討委員会		年1回	施設長、主任生活相談員 (たき居宅・デイサービスセンターたきとの合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の組織・指針の整備・職員研修に関する事 ・相談・報告体制の整備に関する事、市町村への通報に関する事 ・再発防止策に関する事 	
介護部会		月1回	介護長、介護職員、看護職員 (対象職種は原則全員参加とする)	<ul style="list-style-type: none"> ・日課、業務についての検討 ・利用者の集団援助方法についての検討 ・認知症ケアに関する技術指導及び留意事項の伝達 ・高齢者虐待防止の検討(不適切ケアについての検討) 	
サービス担当者会議 (施設利用者) 身体的拘束等廃止検討会		月3回	(利用者、家族)、施設長、介護支援専門員、介護長、相談員、老健栄養士、看護職員・機能訓練指導員、グループ責任者、担当介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のケアプラン検討、個別援助方法についての検討 ・モニタリング ・身体的拘束等の適正実施について確認、廃止に向けての検討 	
喀痰吸引業務安全委員会		年1回	施設長、介護長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、相談員、老健栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等業務の実実施計画や実施状況の管理、OJT研修の企画、実施 ・個別のケースを基にした、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積、分析 ・備品及び衛生管理に関する事 	
サービス担当者会議 (居宅サービス利用者)		随時	(利用者、家族)、生活相談員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者のケアプラン検討 ・サービス利用の調整、モニタリング等 	
入所検討委員会		随時	多伎の郷評議員(第三者)、施設長、介護長、相談員、老健たき相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の決定 (『県老施協入所基準に関する考え方』にそって決定する。) 	
委員会組織	業務改善委員会	随時	介護長、主任、介護別委員会の各委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・日課、業務についての検討 ・苑内研修についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護部会等への提案、課題提起内容の検討 ・事業計画原案の検討 ・事業報告作成にあたっての検討 ・マニュアル作成に関する検討
	リスクマネジメント委員会	随時	リスクマネージャー 施設長、介護長、主任、機能訓練指導員、看護職員、相談員、介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報に基づく分析・評価 	
	感染対策委員会	年4回	職員会議と同じ 〔開催月4・7・10・1月〕 (年2回はたき居宅・デイサービスセンターたきとの合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・予防・まん延防止のための検討 	
	褥瘡対策委員会	月1回	サービス担当者会と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡予防対策の効果的な推進についての検討 	
	行事委員会	随時	介護長、相談員、看護職員、老健栄養士、介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の行事の計画・立案についての検討 	
	介護別委員会	随時	介護別委員会の各委員		

13. 実習・体験学習等受入計画

学校・機関名	実習・活動名	実習・活動者	期間	時期	受入人数	受入責任者 (受入窓口)	実習指導者 (実習指導者要件)	中心となる 実習対応者	実習費 (1日)
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	実習Ⅱ施設②介護過程の展開 (具体的な援助内容まで)	2年生	13日	7/13～8/1	2名	介護長	介護職員(介護福祉士 実習指導者講習会修了 者1名)	左記に同じ	1,500円
	実習Ⅱ施設③介護過程の展開	2年生	20日	11/20～12/20	1名				
	実習Ⅰ施設①	1年生	7日	2/6～2/14	2名				
島根総合福祉専門学校 (在校生限りで終了)(※A)	施設介護福祉実習 (展開実習B)	3年生	22日	6/16～7/8	希望者がある時 のみ1名				
大阪健康福祉短期大学安来 キャンパス (※Aからの移行)	施設介護福祉実習 (体験実習Ⅰ)	1年生	5日	5/23～5/27					
	施設介護福祉実習 (体験実習Ⅱ)	1年生	5日	7/11～7/15					
	施設介護福祉実習 (展開実習A)	1年生	15日	10/24～11/18					
	施設介護福祉実習 (体験実習Ⅲ)	2年生	5日	5/9～5/13					
	施設介護福祉実習 (展開実習B)	2年生	22日	6/6～7/8					
出雲西高等学校	施設実習 (介護職員初任者研修)	普通科福祉 コース選択者 3年生	4日	10/18～10/21	2～3名	施設長	介護長 (無し)	介護長	1,000円
日本福祉大学	社会福祉士実習	希望学生	24日	9月～10月	希望者がある時 のみ1名	施設長	施設長(相談援助実習 実習指導者講習会修了 者)	生活相談員	1,200円
多伎中学校	職場体験学習	3年生	2日	未定	希望者がある時 のみ	生活相談員	生活相談員 (無し)	介護長	—
出雲市	福祉施設派遣研修・係長研修 (民間企業派遣研修)	出雲市職員 (係長)	3日	未定	未定	施設長	介護長 (無し)	介護長	—

※上記実習等の受け入れは新型コロナウイルス感染症の状況に応じて可能な対応を行っていく。